

県民が育て楽しむ森づくり活動支援事業とおかやま森づくり県民基金事業との違い

内 容	県民が育て楽しむ森づくり活動支援事業 (サポートセンターの行う事業)	おかやま森づくり県民基金事業 (自主活動支援型)
1 参加者	参加者を公募（イベント内容等をサポートセンターホームページに30日間以上掲載して募集）	参加者の公募は任意
2 活動回数	1回の行事ごとに補助（単発のイベントでの補助採択が可能）	森林活動を3回以上（うち森林の整備は必ず2回以上）実施すること。
3 活動の継続性	活動の継続性については問わない。（ただし、サポートセンターの会員であることが必要。）	次年度以降も自主的な活動が継続して行われるものであること。
4 支援の対象となる団体	サポートセンターの会員であること。 サポートセンターへの入会資格・条件は次のとおり。 県内で森づくり活動に取り組む森林ボランティア団体等で次のすべての要件を満たす団体。 ①県内に事務所を有し、5名以上の構成員で活動する団体 ②組織の運営に関する規程（規約、会則等）がある団体 ③暴力団又は暴力団員の統制下でない団体 ④政治活動や宗教活動を主たる目的としていない団体 ⑤特定の公職者や政党を推薦し、支持し、反対することを目的としていない団体	県内で森づくり活動に取り組む森林ボランティア団体等で次のすべての要件を満たす団体。 ①県内に事務所を有し、5名以上の構成員で活動する団体 ②組織の運営に関する規程（規約、会則等）がある団体 ③暴力団又は暴力団員の統制下でない団体 ④政治活動や宗教活動を主たる目的としていない団体 ⑤特定の公職者や政党を推薦し、支持し、反対することを目的としていない団体
5 支援の対象となる活動	私有林、市町村有林などを利用して行う森林整備活動、森の恵みを楽しむ活動（サポートセンターのホームページにイベントの内容を30日間以上掲載し、一般参加者<10人以上>の参加を募集する活動に限る。）	私有林、市町村有林などを利用して行う森林の整備、森林の利用の活動（ただし、森林の整備は必須活動として必ず実施すること。）
6 補助対象経費	上限30万円 ※3万円以上の備品については、認められない。	上限50万円 ただし、当該事業に係る助成を過去に3回以上受けている団体等については、上限を25万円とする。 ※備品の購入費は10万円を上限とする。